

不当処分に抗議し、即時撤回を求める声明

特別区当局は、2012年春闘期から賃金確定闘争および退職手当削減反対闘争における行為に対して、わが組合の四役に「戒告」及び「訓告」、特区連三役に「戒告」という不当処分を強行した。労働組合が賃金・労働条件の改善を求め、労働者の生活と権利のために闘うことは正当な組合活動であり、憲法に保障された労働組合としての当然の行為である。

2012年10月10日、特別区人事委員会は、給与決定の原則は第一に生計費を考慮するとなっているにもかかわらず、日本一生計費の高い首都圏で暮らす特別区職員の生活実態を考慮しないばかりか、職員の利益保護という第三者機関としての役割を放棄した、四年連続の月例給の引下げとなる不当な勧告を行った。

人事院は、2012年3月「民間の企業年金及び退職金の実態調査の結果」のなかで国家公務員と民間企業を比較し国家公務員が402.6万上回ることから「官民均衡の観点から、民間との格差を埋める措置が必要」との見解を示した。また、東京都においては、人事院による実態調査前となる2月の段階で退職手当の見直しについて言及がされていた。11月15日未明、東京都においては「退職手当の見直し」を含めた賃金確定闘争が妥結し、明けて16日には国家公務員の退職手当改正法案が衆参両院で可決した。

そうしたなか、わが組合は、不当な勧告に左右されることなく、給与水準・人事制度の改善、切替調整号数の廃止を求めると共に退職手当削減反対を掲げ、11月22日に始業時から一時間の実力行使を配置し、2012年賃金確定闘争を闘った。組織の総力を挙げた闘いによって、給与改定については「勧告どおり実施」、業務職給料表についても「行(一)給料表の改定に準じて引下げを行う」とし「勧告尊重」の姿勢を崩すには至らなかったが、最大の要求であり争点であった「切替調整号数の廃止」について一定の見直しが図られ、退職手当については、賃金確定闘争期においては争点とさせず、提案を見送らせた。

2013年1月17日、区長会から「退職手当の見直しに関する基本的な考え方」が示された。わが組合は、「退職手当引下げ・制度改悪反対闘争方針」を確認し、2月15日始業時から一時間の実力行使を配置し闘争態勢を確立した。短期間に署名、各区長への要請、座り込み、初となる特区連との総決起集会などを取り組み、技能1級職への特例措置、減額率の縮減を実現し、調整号数の廃止についても「今後とも皆さんと協議してまいりたい」との区長会からの表明を引き出した。

2012賃金確定闘争、退職手当削減反対闘争は、四年連続での月例給の引下げ、将来の生活設計に大きな打撃を与える退職手当の削減、と極めて不満の残る内容であったが、自主的・主体的に労使で決着するという重要性を踏まえ総合的に妥結の判断をしたものである。労働組合が労働者の生活と権利のために闘うという憲法にも保障された正当な組合活動に対し、不当処分を強行してきた当局の姿勢は決して認められるものではない。

わが組合は、今回の不当処分に対し、満身の怒りを込めて抗議すると共に、即時撤回を強く求めるものである。引き続き全組合員の団結を基に、組合員の生活と権利を守り、労働条件の改善を求め、特別区当局からのいかなる圧力「不当処分」にも決して屈することなく、組織の総力を挙げて断固として闘うことをここに表明する。

2013年4月1日

東京清掃労働組合